

マネー・ロンダリング等対策高度化推進事業費補助金 実施要領

目次

1. 背景・事業目的	2
2. 事業内容	2
(1) 事業概要	2
(2) 補助事業の対象となる事業者の要件	3
(3) 補助対象経費	4
(4) 事業の完了	4
(5) 為替取引分析業の許可取得	4
(6) 補助事業者の義務・留意事項等	5
3. 公募申請手続き	6
(1) 公募申請期間	6
(2) 公募申請書類	6
4. 審査・採択方法	7
(1) 審査方法	7
(2) 補助金交付の要件	8
① 採択予定件数	8
② 経費区分及び補助率	8
③ 支払時期	9
④ 支払額の確定方法	9
(3) 採択結果の決定及び通知	9
(4) 補助対象経費からの消費税額の除外	9
5. 各種問い合わせ先	10
別添1 補助対象となる経費	11
(1) 補助対象経費（共同システムの構築経費）	11
(2) 補助対象とはならない経費	12
別添2 状況報告書で報告を求める項目	14
別添3 実績報告書で報告を求める項目	15
(別紙様式第1)	16
(別紙様式第2)	17

1. 背景・事業目的

金融のデジタル化の進展やマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の手口の巧妙化等を踏まえ、国際的にも金融活動作業部会（FATF）において、より高い水準での対応が求められており、金融機関におけるマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策（以下「マネロン対策等」という。）の実効性向上は、喫緊の課題となっている。

こうした中、金融機関のマネロン対策等の中核業務である「取引モニタリング」「取引フィルタリング」¹については、各金融機関においてシステムを導入し対応しているものの、誤検知が多く、中小規模の金融機関を中心に対応に苦慮している。

この点については、2020年に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の「規制の精緻化に向けたデジタル技術の開発事業」²として、AIモデルを活用した取引モニタリング・取引フィルタリングの共同システムの開発に係る実証実験が行われ、一定の有効性が示された。

また、2022年の通常国会で資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案が可決・成立し、複数の金融機関等からの委託を受け、為替取引に関し、取引のモニタリング等を行う「為替取引分析業」について許可制を導入し、監督当局の直接の検査・監督等を通じ、業務運営の質を確保することとされたところ。

こうした背景を踏まえ、補助事業により、為替取引分析業の許可を取得予定で補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という。）における、複数の金融機関で利用可能なAI等の技術を活用したシステム（以下「共同システム」という。）の開発・実装を支援することにより、我が国金融業界全体のマネロン対策等の高度化・実効性の向上を適切かつ迅速に推進させることを目的とするものである。

2. 事業内容

（1）事業概要

本事業は、補助事業者が許可を受けて為替取引分析業を行うことを前提に、そのために必要となる共同システムの開発・実装に係る経費の一部をマネー・ロン

¹ 金融庁「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」において、「取引フィルタリング」「取引モニタリング」を以下のとおり定義している。

・「取引フィルタリング」：取引前や制裁対象者等リストが更新された場合等に、取引関係者や既存顧客等について制裁対象者等のリストとの照合を行うこと等を通じて、制裁対象者等による取引を未然に防止することで、リスクを低減させる手法。

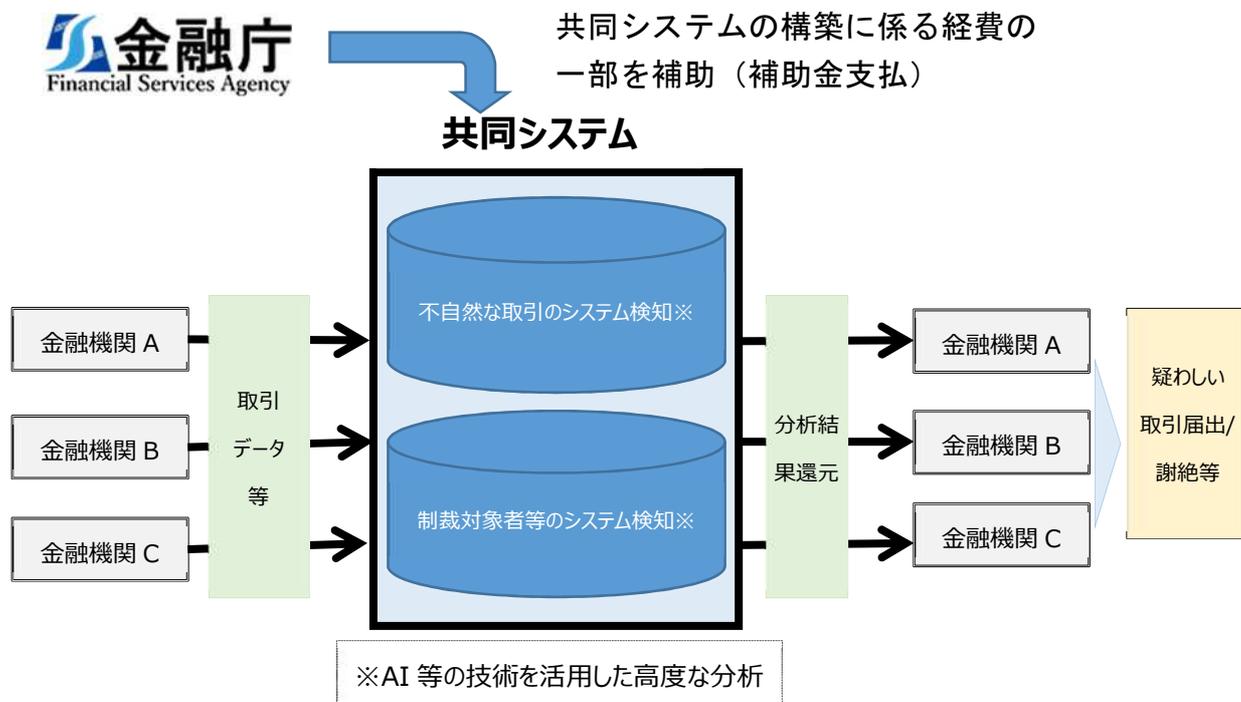
・「取引モニタリング」：過去の取引パターン等と比較して異常取引の検知、調査、判断等を通じて疑わしい取引の届出を行いつつ、当該顧客のリスク評価に反映させることを通じてリスクを低減させる手法。

なお、資金決済に関する法律第2条第18項に規定する「為替取引分析業」は、上記いずれか又は両方の定義に含まれる。

² https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP_100177.html

ダリング等対策高度化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）により補助するものである。

（参考）事業イメージ



（２）補助事業の対象となる事業者の要件

本事業の対象となる補助事業者は、以下の要件をいずれも満たす法人に限る。

- （ア）日本国内において登記された株式会社又は一般社団法人であり、国内に拠点を有していること
- （イ）本事業の補助対象である共同システムを用いて、為替取引分析業を行う実施主体となること
- （ウ）補助対象である共同システムが、AI等の技術を活用した高度な分析機能を備えていること
- （エ）共同システムを用いて実施する業務を的確に遂行するために必要な組織、人員等を有していること
- （オ）共同システムを用いて実施する業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること
- （カ）補助事業実施期間中に発生する経費を支払うことが可能な財政状態であること
- （キ）補助事業の実施期間中及び終了後５年度までの間、金融庁の求めに応じて、

- 指定の方法で事業の活動状況・成果などを報告可能であること
- (ク) 訴訟や法令遵守上において、補助事業の遂行に支障をきたすような問題を抱えていないこと

(注) 当事業は、金融機関のマネロン対策等の高度化を図るものであることから、補助事業者が開発する共同システムには AI 等の技術を活用した高度な分析機能を備えることを前提としている。用いる技術及び機能については、補助事業者がその有効性を自ら疎明・実証することが求められる。

(3) 補助対象経費

本事業において、補助の対象となる経費は、以下の①から④の共同システムの構築経費とする。

- ① AI 等の技術を活用した取引モニタリング機能
- ② AI 等の技術を活用した取引フィルタリング機能
- ③ AI 等監視機能 (AI 等の技術に特有のリスクを監視する機能)

※上記①、②の機能監視に係るもののみ

- ④ 共同システム基盤 (共同システムを効果的に運用するための基盤)

(例えば、法制上の制約に基づき、各金融機関のデータを混在させずに保持すること、データ利用に対する適切なアクセス制御を行うこと等)

これらは、補助事業者がマネロン対策等の高度化に資する共同システムを構築するために必要と考えられる経費であり、具体的には別添 1 を参照のこと。

(4) 事業の完了

本事業に採択された場合、補助事業に係る設備の構築等に係る発注等、速やかに事業に着手し、令和 5 年度末までに事業完了 (設備の構築・取得が完了及び経費の額の確定をいう。以下同じ。) することとする。

(5) 為替取引分析業の許可取得

本事業に採択された補助事業者には、令和 5 年度末までに、為替取引分析業の許可を取得することを前提に、補助金を支払うこととする。

ただし、金融庁側の事情により、令和 5 年度内に補助事業者が為替取引分析業の許可申請を行っているにも関わらず、令和 5 年度末までに審査が完了しない場合は、許可取得期限を令和 6 年度末まで延長することとする。

令和 5 年度末または令和 6 年度末までに為替取引分析業の許可を取得できない場合は、補助金の支払いを撤回または返還を求めらるので留意すること。

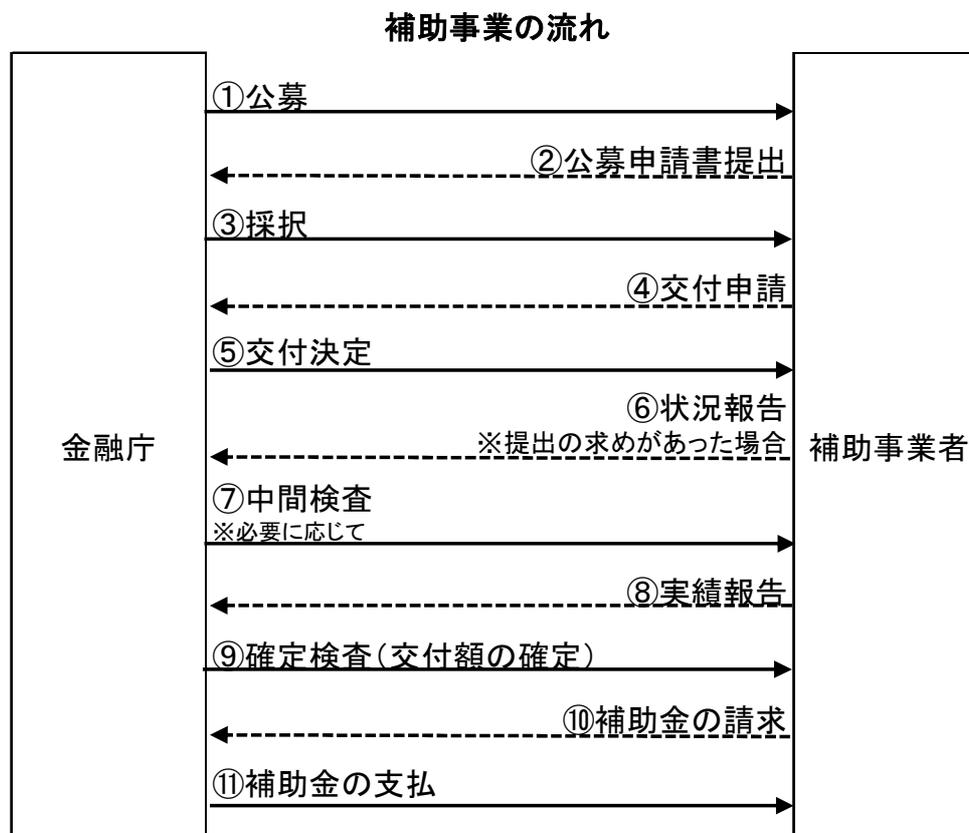
(6) 補助事業者の義務・留意事項等

補助金の利用に際しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等、「マネー・ロンダリング等対策高度化推進事業費補助金交付要綱」を理解のうえ、また、以下の点についても十分に認識した上で全ての手続きを適正に行うこと。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないこと。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、金融庁として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。なお、事業に係る取引先（請負先、委託先（2段階以上の委託先を含む）等）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施する。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力を依頼すること。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額の返還を求める。併せて、金融庁から新たな補助金交付の選定、調達の指名を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当事業者の名称及び不正の内容を公表する。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されている。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこと。
- ⑤ 金融庁から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはならない。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、金融庁から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できない（2段階以上の委託先も同様。）。
- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について金融庁の承認を受けなければならない。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがある。

3. 公募申請手続き



(1) 公募申請期間

○ 公募申請期間及び補助事業実施期間は以下の通り。

公募申請・事業実施期間	
公募申請期間	2023年1月16日～2023年2月24日
補助事業実施期間	交付決定後、2024年3月31日まで ※詳細日時は別途指定

(注1) 受付期間以降の提出(修正、差し替え、追加を含む)は受け付けない。

(注2) 郵送、持参による提出は受け付けない。また、資料に不備がある場合は審査対象にならないため注意すること。

(2) 公募申請書類

申請者は、金融庁に対し、以下の書類を提出すること。提出先の詳細については、5. 各種問い合わせ先を参照のこと。

- ・ 申請書 (別紙様式第1)
- ・ 提案書 (別紙様式第2)

○提案書の添付資料として、次の事項を記載した書面を添付すること。

- ・申請者の営む主な事業
- ・申請者の資産及び負債に関する事項
- ・補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- ・補助事業に関して生ずる収入金に関する事項
- ・申請者の役員等名簿
- ・補助事業者の直近2か年分の決算報告書（財務諸表・損益計算書）
- ・構築スケジュール・実施体制図
- ・支出計画・資金調達内訳の詳細
- ・会社概要（パンフレット等・任意）

（注1）申請書類に記載された情報については、本事業の採択に関する審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった、一連の業務遂行のためにのみ使用する。なお、申請書類は返却しない。

（注2）申請書類の作成費は、選定の正否を問わず支給しない。

（注3）提案書に記載する内容は、今後の事業実施の基本方針として審査の対象になるため、実施期間内で実現が確約されることのみ表明すること。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

4. 審査・採択方法

（1）審査方法

事務局及び外部有識者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会において、以下の項目について審査を行う。原則として、提出された書類及びプレゼンテーションにより審査を行う。必要に応じて追加資料の徴求を行う。

		評価項目	概要
提案内容	事業内容	事業の実現性	・事業の実現可能性
			・事業計画の妥当性
			・経費の妥当性
	事業の具体性	・システムの機能面 (利用金融機関に対するソリューション機能と特徴)	
・システムの非機能面 (機能面以外の業務サポート能力)			

		事業の持続可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用金融機関数（含、見込み） ・ 共同システムの拡張性 ・ 技術の利用持続性 ・ 業務の持続性
補助事業者	事業者特性	事業者の実効性／ 業界における地位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業遂行能力（システム、コンサル面で外注する場合はそれらのベンダーを含む）
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場における事業者のプレゼンス（業界地位、実績等） ・ 当事業が業界に与える影響力
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営管理体制 ・ 法令遵守体制
		財政状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務内容の健全性
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象事業単体における健全性・収益性
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事業への投資方針（親会社からの支援を含む）
政府	政策面	金融庁の政策面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的かつ実効的なマネロン対策等の底上げに対する効果 ・ 利用金融機関のマネロン対策等の高度化及び効率化
その他	プレゼンテーション	プレゼンテーションによる評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請内容のプレゼンテーションによる評価

※内容に相違や不足などが無いか提出前に十分に確認を行い申請すること。

※審査は非公開で実施する。

（２）補助金交付の要件

① 採択予定件数

提案内容を踏まえた審査により、２事業者程度を選定予定。

② 経費区分及び補助率

予算総額は６．２億円（令和４年度第２号補正予算）であり、補助事業者への最終的な交付決定額は、公募申請書類を精査した上で決定することとする。

補助対象経費の区分に対して、補助率を乗じて得られた額の合計を補助上限

額の範囲内で補助する。

補助対象経費区分 (①～④の構築経費)	①AI等の技術を活用した取引モニタリング機能 ②AI等の技術を活用した取引フィルタリング機能 ③AI等監視機能 (AI等の技術に特有のリスクを監視する機能) ④共同システム基盤(共同システムを効果的に運用するための基盤)
補助率	1/2以内
補助上限額	3.1億円

③ 支払時期

補助金の支払いは、事業完了後の精算払とする。

④ 支払額の確定方法

事業完了後、補助事業者の提出する実績報告書に基づき支払額を確定する。支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となるため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類の提出が必要となる。

また、支出額及び内容について厳格に審査した結果、支払額の対象外となる可能性もある。

(3) 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、金融庁のホームページで公表するとともに、当該申請者に対し、その旨を通知する。

(4) 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額(以下「消費税等」という。)が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求める。これは、補助事業者が消費税などの確定申告時に、仕入控除として消費税等の額のうち、補助金充当額について報告させ、返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等の額の内補助金充当額が滞留することを防止するために規定されているものである。

しかし、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告であり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、申請時の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対

象経費から除外して補助金額を算定した申請書類の提出を求める。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。なお、事業者側が、消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではない。

※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合があるので注意すること。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還

5. 各種問い合わせ先

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
金融庁総合政策局リスク分析総括課マネーローンダリング・テロ資金供与対策
企画室

E-mail: aml.hojokin@fsa.go.jp

問い合わせは電子メールによるものとし、件名（題名）を必ず「マネー・ローンダリング等対策高度化推進事業」とすること。他の件名（題名）では問い合わせに回答できない場合があるので留意すること。

別添 1 補助対象となる経費

対象経費となるものは、以下の通りとする。以下に記載するものに形式的に該当する場合であっても、交付された資金が公正かつ効率的に使用されることが重要であることから、補助事業者における具体的な取組みの態様や補助事業の目的に鑑み、個別にその該当性を検討した結果、対象経費とはならない場合があることに留意が必要である。例えば、事業者が契約を締結する際には、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合を除き、一般の競争に付すことが必要である。

(1) 補助対象経費（共同システムの構築経費）

金融機関等のマネロン対策等において中核業務である「取引モニタリング」・「取引フィルタリング」について、複数の金融機関が共同利用することが可能で、かつ、AI等の技術を活用した高度な分析を行う共同システムに係る構築経費は、以下の通り。

①AI等の技術を活用した取引モニタリング機能	十分な金融機関のデータを用いて生成し、複数の金融機関にて利用可能なAI等の技術を用いた取引モニタリング機能の開発経費
②AI等の技術を活用した取引フィルタリング機能	十分な金融機関のデータを用いて生成し、複数の金融機関にて利用可能なAI等の技術を用いた取引フィルタリング機能の開発経費
③AI等監視機能 (AI等の技術に特有のリスクを監視する機能)	AI等の特有のリスクやAI等が正しく機能していることを評価するための監視機能の開発経費
④共同システム基盤（共同システムを効果的に運用するための基盤）	複数の金融機関が、取引モニタリング機能及び取引フィルタリング機能を共同利用するためのシステム基盤の構築経費

(開発経費の例)

調査研究等経費	共同システムの整備に当たり、業務の設計、要件定義を行う目的で行う現状分析、プロトタイプ作成、ドキュメント作成支援、調査研究等に要する経費
---------	--

設計経費	共同システムの整備に際し、その開発に関する設計書の作成に要する経費
開発経費	共同システムの整備に際し、プログラミング、パラメータ設定等によるシステム開発（単体テストを含む。）に要する経費
据付調整経費	ハードウェアやラックの搬入・据付け、ネットワークケーブルの敷設等、共同システムの物理的な稼働環境の整備に要する経費
テスト経費	共同システムの結合テスト、総合テスト及び受入テストに要する経費
プロジェクト管理支援経費	共同システムの整備に伴うプロジェクト管理支援に要する経費
コンサルティング費用	共同システムの整備に伴う実施計画の作成・修正、定期報告等対応のためのコンサルティングに係る費用
設備整備等経費	共同システムを構成するハードウェアを設置する設備、データ等を保管する設備又は運用事業者等が運用・保守等を行うために駐在する施設の整備、改修等に要する経費
ハードウェア買取経費	共同システムを構築するためのハードウェア買取経費
ソフトウェア買取経費	共同システムを構成するソフトウェア（プログラムを含む。）製品のライセンスの買取（買取による更新を含む。）に要する経費
データ取得に係る経費	共同システムの運用のために必要なデータの買取（AIの学習またはテストに係るデータ利用費用を含む）に要する経費

※例示した経費についても共同システムの構築に係らない経費は、補助対象経費とはならないため、共同システム構築に係る経費とその他の経費を区分して管理すること。区分管理されていない場合は、補助対象経費として認められない可能性があるため留意すること。

（２）補助対象とはならない経費

補助金の対象経費とはならない例は、以下の通り。

- （１）補助事業者自らが負担・支払いを行うものではない経費
- （２）補助事業者が、実施計画の実施期間内に完了（納品され、支払いが完了）しなかったものに係る経費
- （３）共同システム構築に直接関係しない経費
- （４）実施計画の実施にかかわらず補助事業者の通常の業務運営において経常的に発生すると認められる経費。例えば、以下の通り。

人件費	共同システム構築に直接従事する者以外の人件費
旅費	国内出張及び海外出張に係る経費
施設費用	営業所・事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、水道光熱水費、電話代、インターネット利用料金などの経費
業務運用支援経費	共同システムの稼働に当たって、業務実施部門が行う業務（データ作成（Web サイトや e ラーニングのコンテンツ作成等）、データ受付・登録等）の運用支援に要する経費
操作研修等経費	共同システムの利用に当たって、当該情報システム部門の担当者又は情報システムの利用者に対する操作研修等（教材作成・更新を含む。）に要する経費
監査経費	共同システムについて、システム監査又は情報セキュリティ監査の実施に要する経費
情報セキュリティ検査経費	共同システムについて、ペネトレーションテスト、脆弱性診断等の情報セキュリティ検査・診断の実施に要する経費
広告宣伝費	事業の広告宣伝に類するものの費用
アプリケーション保守経費	開発した共同システムについて、障害や技術革新等の外部環境の変化に対して情報システムの機能を仕様どおり正常な状態に保つために行うアプリケーションプログラムの改修、設定変更等に要する経費
ハードウェア保守経費	共同システムを構成するハードウェアについて、障害や技術革新等の外部環境の変化に対して情報システムの機能を仕様どおり正常な状態に保つために行う業務に要する経費
ソフトウェア保守経費	共同システムを構成するソフトウェア製品について、障害や技術革新等の外部環境の変化に対して情報システムの機能を仕様どおり正常な状態に保つために行う業務に要する経費
ハードウェア借料	共同システムを構成するハードウェアについて、その使用に要する借料
ソフトウェア借料	共同システムを構成するソフトウェア製品について、その使用に要する借料
サービス利用料	共同システムの稼働又は利用に当たって、ASP、SaaS、PaaS、ホスティングサービス、共同システムなどの利用に要する経費
通信回線料	共同システムを構成するネットワークにおいて必要となる通信回線の利用に要する経費
施設利用等経費	運用事業者等が運用・保守等を行うために駐在する施設の利用等に要する経費
弁護士費用	訴訟等のために弁護士等に支払う費用

違約金等	各種契約の解除等に伴って発生する経費（違約金・損害賠償金・退職手当など）
利息等	借入金などの支払利息及び遅延損害金
税金等	公租公課等
その他経費	その他、「(1) 事業概要」を踏まえて、補助金の目的・趣旨から適切でないと金融庁が判断するもの。

※例示した経費を含めて、共同システム構築に関係しない業務に関する経費は補助金の対象経費とならないため留意すること。

別添2 状況報告書で報告を求める項目

交付要綱第12条に基づき、補助事業者は、金融庁の求めに応じて補助事業の遂行状況を提出しなければならない。

＜報告事項の例＞

①AI等の技術を活用した取引モニタリング機能	設計書類（基本設計書等）、状況報告書
②AI等の技術を活用した取引フィルタリング機能	設計書類（基本設計書等）、状況報告書
③AI等監視機能 （AI等の技術に特有のリスクを監視する機能）	設計書類（基本設計書等）、状況報告書
④共同システム基盤 （共同システムを効果的に運用するための基盤）	設計書類（サーバ等の環境設計書等）、環境構築（状況報告書）
その他、必要に応じて金融庁の求める事項	

別添3 実績報告書で報告を求める項目

交付要綱第13条に基づき行う実績報告書には、以下も含めること。

<報告事項>

①AI等の技術を活用した取引モニタリング機能	設計書類（基本設計書等）、テスト結果、AI等の技術に関する評価結果（実績報告書）
②AI等の技術を活用した取引フィルタリング機能	設計書類（基本設計書等）、テスト結果、AI等の技術に関する評価結果（実績報告書）
③AI等監視機能 （AI等の技術に特有のリスクを監視する機能）	設計書類（基本設計書等）、テスト結果
④共同システム基盤 （共同システムを効果的に運用するための基盤）	設計書類（サーバ等の環境設計書等）、環境構築完了（実績報告書）
その他、必要に応じて金融庁の求める事項	

(別紙様式第1)

年 月 日

金融庁長官 殿

申請者	住所
氏名	法人にあつては名称 代表者の役職及び氏名

「マネー・ロンダリング等対策高度化推進事業費補助金」補助事業公募申請書

マネー・ロンダリング等対策高度化推進事業費補助金の交付を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

また、申請者は実施要領に定める申請の対象となる事業者の要件を満たしており、不適当な者に該当しません。

この誓約が虚偽であり、またこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになつても、異論は一切申し立てません。

(注) 公募申請書には、実施要領に記載する書面を添付すること。

(別紙様式第2)

「マネー・ロンダリング等対策高度化推進事業費補助金」提案書

1. 事業名称
2. 事業の目的、目標等
3. 事業の概要及び実施方法、事業計画、完了予定日 *事業の概要及び具体的な実施方法等を記載すること。 *本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載すること。
4. 補助事業の効果、補助事業終了後の対応、事業成果の活用・普及促進策 *補助事業としての事業期間が終了した後に期待される事業効果の発現の見通しと、その成果の展開の方策について、説明すること。
5. 実施スケジュール *3. の実施が月別に分かるように記載すること。
6. 事業実績 *国内外における類似事業の実施状況と、提案者における本事業の位置づけ 補助事業を提案者が実施することが望ましいことを説明すること。このとき、国内外における類似事業の実施状況について例示し、その概要を記載した後、その中で提案事業が貴社の中でどのような位置づけ（経営戦略等との関係性）があるかを併せて説明すること。 *提案事業に係る事業 今回、補助を希望する事業を提案者自身で先行的に行っている場合、又は過去に行った経験がある場合には今回提案した目的・目標に関連させて、その状況を具体的に記載すること。 *類似・関連事業に係る実績 補助事業を円滑に遂行するために、提案事業に関連のある事業を行っている場合には、その実績等を示し、説明すること。

7. 実施体制	
*実施責任者略歴、研究員数等及び実施者の業務内容、事業者内での管理系統等について説明すること。	
8. 事業実施場所	
*補助事業を実施する場所の名称・住所を記載。実施場所が複数の場合はすべて記載し、主たる実施場所の順に記載すること。	
9. 事業費総額（円）及び補助事業対象経費（円）	
*記載している費目は例示。別添1 補助対象となる経費の区分に応じて必要経費を記載すること。	
*積算内訳において項目毎の積算式（単価、数量、回数等、及びその根拠）を記入すること。	
*経費の執行に当たり留意事項等があれば資料により補足説明すること。	
*複数の事業者による共同提案の際には、事業者毎に作成すること。	

共同システム構築費用	
①調査研究等経費	円
②設計経費	円
③開発経費	円
④据付調整経費	円
⑤テスト経費	円
⑥プロジェクト管理支援経費	円
⑦コンサルティング管理支援経費	円
⑧施設整備等経費	円
⑨ハードウェア買取経費	円
⑩ソフトウェア買取経費	円
⑪データ取得に係る経費	円
⑫その他整備経費	円
(その他の内訳)	
-----	-----
小計	円
-----	-----
消費税及び地方消費税	円
-----	-----
総額	円

(以上)